

自衛隊一般・技術幹部候補生募集

総務課
☎08544011021
一般、海上技術、歯科等のコースから自衛隊の幹部自衛官となる者を養成します。

応募資格
22歳以上26歳未満の者
(平成20年4月1日現在)
大学院において修士の学位を受けたものは28歳未満の者
20歳以上22歳未満で、学校教育法に基づく大学を卒業した者または、大学卒業に相当すると認められる者

受付期間
4月1日(日)～5月11日(金)
試験日程・内容や場所など詳しくは、自衛隊島根地方協力本部出雲地域事務所☎0853-21-0831まで

映画「つん、何ぞ!」制作協力券の販売について

商工観光課
☎08544011054
つんなん映像プロジェクト実行委員会では、期間限定で映画「つん、何ぞ!」の制作協力券(1,200円)の販売

協力をしています。
この券は、「プレミア上映会(特別先行上映)」で鑑賞券として使用できます。

取扱場所

J-A雲南各支店、各総合センター、市役所商工観光課、チェリヴァホールほか

取扱期間 4月10日(火)まで

ぜひお買い求め下さい。

特別障害者手当・特別児童扶養手当について

長寿障害福祉課
☎08544011042
または各健康福祉センター
特別障害者手当とは、20歳以上で著しく重度の障害(政令で定める程度以上)があるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

手当を受けることができる方
精神または身体に著しく重度の障害がある方
日常生活において常時特別の介護を要する方
在宅の20歳以上の方

次の場合は手当を受けることができません。
社会福祉施設等へ入所して

いる場合

本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が政令で定める所得制限額を超える場合
継続して3か月以上入院している場合

手当の額と支払

手当は月を単位に支給されます。額は消費者物価指数の変動により改定されることがあります。2、5、8、11月に支給します。
月額26,440円
(平成18年4月1日現在)

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、精神または身体に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育する方へ支給されます。
手当を受けることができる方
政令で定める程度以上の障害を有する児童の父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方

次の場合は手当を受けることができません。
児童が児童福祉施設等へ入所している場合
手当受給者の前年の所得が政令で定める所得制限額を超える場合

児童が障害を支給事由とする年金を受けている場合
児童または手当受給者が国内に住所を有しない場合
手当額は、障害等級の1級(重度)と2級(中度)に規定されており、月を単位として支給されます。
額は消費者物価指数の変動により改定されることがあります。4、8、11月に支給します。
(平成18年4月1日現在)
手当を受けるには
いずれも市役所長寿障害福祉課または最寄りの健康福祉センターへ申請してください。なお、この申請に関して医師の診断書が必要となる場合があります。

8月に所得状況届が必要
手当を受けていらつしやる方は、毎年8月に所得状況届を提出いただく必要があります。これは手当受給者の所得が政令で定める所得制限額を超えていないか確認するためです。この届を提出しないとそれ以後、手当を受けることができません。
申請に必要な書類、所得制限額など不明な点は長寿障害福祉課または最寄りの健康福祉センターまで

水道局からのお知らせ

雲南市水道局
☎08544215322
水道局工務第二課の業務は、水道局で行います。

これまで主に大東町の水道事業推進を担当していましたが、水道局工務第二課(大東新越戸浄水場内)の業務は、4月1日から水道局(木次町下熊谷)で行うことになりました。これにより、大東町の水道に関するお問い合わせは、4月から水道局までお願いします。なお、大東町内の水道使用の開始・中止、また給水工事の申込等の受付業務は、水道局のほか、今までとおり大東総合センター事業管理課でも行います。

加茂町簡易水道事業は、上水道事業に移行します。加茂町の水道事業は、簡易水道事業(特別会計)で運営を行っていますが、4月1日から上水道事業(公営企業会計)に移行することになりました。

月の金・国民健康保険料(1期分)

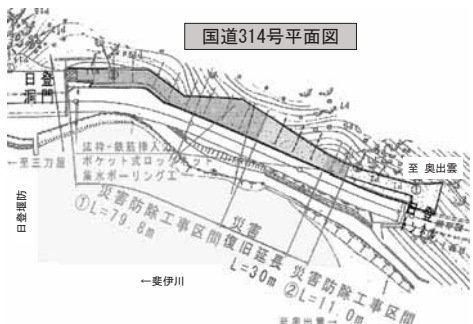
納期限は5月1日(火)まで

これに伴い、加茂総合センター事業管理課で行っていた水道局の業務処理等は、水道局で行うことになりました。なお、水道使用の開始・中止、また給水工事の申込等の受付業務は、水道局のほか、今までとおり加茂総合センター事業管理課でも行います。また、加茂町の水道使用料に係る口座振替依頼書(新規、変更の申込書)が、今までの雲南市(一般会計用)の様式から企業会計用が変わります。不明な点、お問い合わせは雲南市水道局まで

島根県からのお知らせ

「しまね版特区」申請受付
「しまね版特区」は、みなさんが地域の活性化のため取り組もつとしていた事業が様々な規制により実施が困難なときに、規制の特例措置を設けることによつてその実現をはかる制度です。
市町村、民間事業者(NPO、住民グループ、民間企業

国道314号平面図



問い合せ先
雲南県土整備事務所道路建設第2グループ☎0854429608・9610まで

工期予定
3月～平成20年2月
安全対策に留意し、規制期